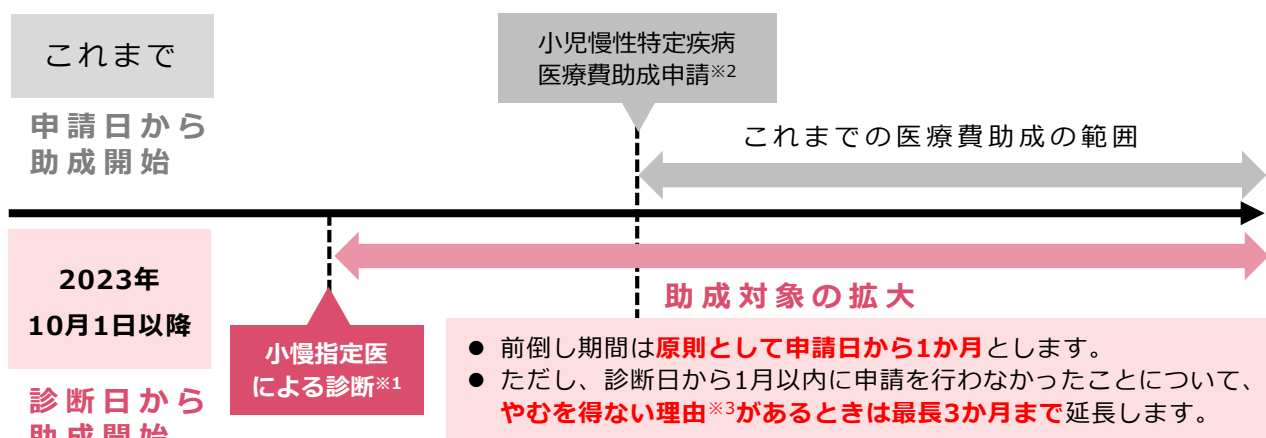


# 2023（令和5）年10月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わり、 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の 開始日を遡ることができます

小児慢性特定疾病医療費の支給開始日が、これまでの「申請日」から、「**疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日**※<sup>1</sup>等」へ遡ることが可能になります

## 医療費助成の見直しのイメージ



※1 疾病の状態の程度を満たした日を確認するため、医療意見書に新たに「診断年月日」の欄を設け、指定医において、医療意見書に記載された内容を診断した日を記載します。

※2 2023（令和5）年10月1日以降の申請から適用します。ただし、2023年10月1日より前の医療費について、助成の対象とすることはできません。

※3 診断書（医療意見書）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など

小児慢性特定疾病に関する情報は、市ホームページをご確認ください。

【広島市ホームページ】小児慢性特定疾病医療費助成制度  
(右のQRコードからアクセスできます)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syounimannsei/4734.html>



お問い合わせ先 各区福祉課 障害福祉係

区	電話番号	区	電話番号
中区	(082) 504-2588	安佐南区	(082) 831-4946
東区	(082) 568-7734	安佐北区	(082) 819-0608
南区	(082) 250-4132	安芸区	(082) 821-2816
西区	(082) 294-6346	佐伯区	(082) 943-9769